

． 1 ． 1 ． 社会保障制度審議会

児童手当法等の一部改正につい

て（答申）

（ 49 ． 1 ． 28 ． ）

昭和49年1月24日厚生省発児第6号で諮問のあった
標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりであ
る。

記

- 1．児童手当法の今回の改正は、児童手当の月額につ
いて制定当初の実質価値を維持しようという当面の応急
措置としても、なお不十分である。わが国の児童手当
は、国際的に見ても遜色があるばかりでなく、ここ数
年の他の社会保障給付の改善の動きにくらべ放置され
てきた。とくに現在の社会経済事情の下で、この制度
に本来期待されている役割である有子家庭への援助、
中高年齢層の雇用の促進等を考えると、本審議会がさ
きに指摘したように、その飛躍的な発展をはかること
が、この際必要である。
- 2．児童扶養手当法の改正は、国民年金法の改正に対す
る今回の本審議会の意見と同じである。
- 3．特別児童扶養手当の額を母子福祉年金の額にあわせ
る考えを改めたこと、およびあらたに特別福祉手当を
支給する途をひらいたことは、本審議会の答申に沿っ
たものである。しかしながら特別児童扶養手当の支給
範囲は拡大すべきであり、特別福祉手当の支給範囲は
厳しすぎ、また、少額にすぎる。